

第 61 回

原子炉主任技術者試験（筆記試験）

原子炉に関する法令

「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」及びその関係法令等につき解答せよ。
以下の問いにおいて、「原子炉等規制法」とは、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」をいう。

6問中5問を選択して解答すること。（各問20点：100点満点）

（注意）（イ） 解答用紙には、問題番号のみを付して解答すること。

（問題を写し取る必要はない。）

（ロ） 1問題ごとに1枚の解答用紙を使用すること。

平成 31 年 3 月 13 日

第1問 次の文章は、原子炉等規制法における条文の一部である。文章中の□に入る適切な語句を選択肢から1つ選び、対応する番号とともに記せ。2つ以上選んだ場合には、全ての解答を無効とする。なお、同じ番号の□には、同じ語句が入る。

〔解答例〕 ㉑－(ル)

(設置の許可)

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 前項の許可を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書を原子力規制委員会に提出しなければならない。

一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 使用の目的

三 発電用原子炉の□①、□②及び基数

四 発電用原子炉を設置する□③又は□④の名称及び所在地

五 発電用原子炉及びその□⑤(以下「発電用原子炉施設」という。)の□⑥、□⑦及び□⑧

六 発電用原子炉施設の工事計画

七 発電用原子炉に燃料として使用する□⑨の□⑩及びその年間予定使用量

八 使用済燃料の□⑪の方法

九 発電用原子炉施設における放射線の□⑫に関する事項

十 発電用原子炉の□⑬の著しい損傷その他の事故が発生した場合における当該事故に対処するために必要な□⑭及び□⑮の整備に関する事項

(許可の基準)

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が⑯の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な⑰及び⑱があること。
- 三 その者に⑲(発電用原子炉の⑬の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。)の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な⑰その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足りる⑰があること。
- 四 発電用原子炉施設の⑥、⑦及び⑧が⑨若しくは⑨によつて汚染された物又は発電用原子炉による⑳の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2、3 (略)

【選択肢】

- | | | | |
|-----------|-----------|----------|-----------|
| (ア) 核燃料物質 | (イ) 核原料物質 | (ウ) 緩和施設 | (エ) 位置 |
| (オ) 工場 | (カ) 平和 | (キ) 貯蔵 | (ク) 体制 |
| (ケ) 事故 | (コ) 発電 | (サ) 熱出力 | (シ) 資金 |
| (ス) 型式 | (セ) 経理的基礎 | (ソ) 炉心 | (タ) 処分 |
| (チ) 場所 | (ツ) タイプ | (テ) 事業所 | (ト) 種類 |
| (ナ) 附属施設 | (ニ) 防護 | (ヌ) 人員 | (ネ) 経験 |
| (ノ) 臨界 | (ハ) 放射性物質 | (ヒ) 地域 | (フ) 運搬 |
| (ヘ) 災害 | (ホ) 施設 | (マ) 設備 | (ミ) 技術的能力 |
| (ム) 機器 | (メ) 構造 | (モ) 記録 | (ヤ) 重大事故 |
| (ユ) 管理 | (ヨ) 放射能 | (ラ) 地盤 | (リ) 車輛 |

第2問 以下の問いに答えよ。

- (1) 次の文章は、原子炉等規制法及び試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則のうち、試験研究用等原子炉施設の保安に関するものである。文章中の□に入
る適切な語句を番号とともに記せ。なお、同じ番号の□には、同じ語句が入る。

〔解答例〕 ⑨－東京

<原子炉等規制法>

(保安及び特定核燃料物質の防護のために講ずべき措置)

第三十五条 試験研究用等原子炉設置者及び外国原子力船運航者は、次の事項について、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安のために必要な措置を講じなければならない。

一 □①

二 □②

三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の□③、貯蔵又は□④(□③及び□④)にあつては、試験研究用等原子炉施設を設置した工場又は事業所(原子力船を含む。次項において同じ。)において行われる□③又は□④に限る。次条第一項において同じ。)

2 (略)

<試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則>

(貯蔵)

第十三条 法第三十五条第一項の規定により、試験研究用等原子炉設置者は、次の各号に掲げる核燃料物質の貯蔵に関する措置を採らなければならない。

一 核燃料物質の貯蔵は、□⑤において行うこと。

二 □⑤の目に付きやすい場所に、貯蔵上の□⑥を掲示すること。

二の二 核燃料物質の貯蔵に従事する者以外の者が□⑤に立ち入る場合は、その貯蔵に従事する者の□⑦に従わせること。

三 使用済燃料は、□⑧について必要な措置を採ること。

四 核燃料物質の貯蔵は、いかなる場合においても、核燃料物質が臨界に達するおそれがないように行うこと。

(2) 次の文章は、原子炉等規制法における条文の一部である。文章中の□に入る適切な語句を選択肢から1つ選び、対応する番号とともに記せ。2つ以上選んだ場合には、全ての解答を無効とする。なお、同じ番号の□には、同じ語句が入る。

〔解答例〕 ⑪－(ハ)

(危険時の措置)

第六十四条 原子力事業者等(略)は、その所持する核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は□①□に関し、地震、□②□その他の災害が起こったことにより、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は□①□による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合においては、直ちに、主務省令(第三項各号に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、当該各号に定める大臣又は委員会の発する命令をいう。)で定めるところにより、□③□措置を講じなければならない。

2 前項の事態を発見した者は、直ちに、その旨を□④□又は□⑤□に□⑥□しなければならない。

3 原子力規制委員会又は国土交通大臣は、第一項の場合又は核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物若しくは□①□による災害発生の□⑦□危険がある場合において、核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は□①□による災害を防止するため□⑧□必要があると認めるときは、同項に規定する者に対し、次に掲げる原子力事業者等の区分に応じ、製錬施設、加工施設、試験研究用等原子炉施設、発電用原子炉施設、使用済燃料貯蔵施設、再処理施設、廃棄物埋設施設若しくは廃棄物管理施設又は使用施設の□⑨□、核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の□⑩□の変更その他核燃料物質若しくは核燃料物質によって汚染された物又は□①□による災害を防止するために必要な措置を講ずることを命ずることができる。

一、二 (略)

【選択肢】

- | | | | |
|--------------|------------|-----------|-----------|
| (ア) 緊急の | (イ) 至急の | (ウ) 必要な | (エ) 所在場所 |
| (オ) 警察官 | (カ) 消防吏員 | (キ) 海上保安官 | (ク) 自衛隊員 |
| (ケ) 原子力規制委員会 | (コ) 通報 | (サ) 提出 | (シ) 原子炉 |
| (ス) 使用済燃料 | (セ) 運転の禁止 | (ソ) 火災 | (タ) 重大な |
| (チ) 著しい | (ツ) 応急の | (テ) 使用の停止 | (ト) 使用方法 |
| (ナ) 防護措置 | (ニ) 一時的な停止 | (ヌ) 津波 | (ネ) 原子力施設 |
| (ノ) 急迫した | | | |

第3問 次の文章は、原子炉等規制法及び実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の保安規定に関連した条文の一部である。文章中の□に入る適切な語句を番号とともに記せ。

〔解答例〕 ⑪—東京

<原子炉等規制法>

(保安規定)

第四十三条の三の二十四 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、保安規定（発電用原子炉の運転に関する保安教育、溶接事業者検査及び定期事業者検査についての規定を含む。以下この条において同じ。）を定め、□①に、原子力規制委員会の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 原子力規制委員会は、保安規定が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による□②と認めるときは、前項の認可をしてはならない。

3 (略)

4 □③は、保安規定を守らなければならない。

5 発電用原子炉設置者は、原子力規制委員会規則で定めるところにより、前項の規定の遵守の状況（溶接事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項及び定期事業者検査の実施に係る体制その他原子力規制委員会規則で定める事項を除く。）について、原子力規制委員会が□④を受けなければならない。

6 (略)

<実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則>

(保安規定)

第九十二条 法第四十三条の三の二十四第一項の規定による保安規定の認可を受けようとする者は、認可を受けようとする〔⑤〕に、次に掲げる事項について保安規定を定め、これを記載した申請書を提出しなければならない。

一 ～ 四 (略)

五 発電用原子炉主任技術者の職務の範囲及びその内容並びに発電用原子炉主任技術者が保安の監督を行う上で必要となる〔⑥〕に関する事。

六 ～ 二十八 (略)

2 ～ 5 (略)

(保安規定の遵守状況の検査)

第九十三条 法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、毎年四回行うものとする。ただし、法第四十三条の三の三十四第二項の認可を受けた発電用原子炉施設に係る検査にあつては、廃止措置の実施状況に応じ、〔⑦〕行うものとする。

2 前項に掲げるもののほか、法第四十三条の三の二十四第五項の規定による検査は、次に掲げる場合に行うものとする。

一 次に掲げる操作（施設定期検査の際に行うものに限る。）を行う場合

イ 発電用原子炉の〔⑧〕（中略）

ロ 〔⑨〕（中略）

ハ、ニ (略)

二 (略)

3 法第四十三条の三の二十四第六項において準用する法第十二条第六項の原子力規制委員会規則で定める事項は次に掲げるとおりとする。

一、二 (略)

三 〔⑩〕

四 核原料物質、核燃料物質、核燃料物質によって汚染された物その他の必要な試料の提出（試験のため必要な最小限度の量に限る。）をさせること。

第4問 次の文章は、原子炉等規制法第六十二条の三の規定に基づき、発電用原子炉設置者が原子力規制委員会に報告しなければならない事故、故障等の事象として、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第三百四十四条に定められている事項である。

下線部が正しいものには○印を、間違っているものには×印を番号とともに記せ。また、×印を記したものについては、正しい語句を記せ。

〔解答例〕 ㉑－○、㉒－× 品質保証

- 一 核燃料物質の盗取又は㉑紛失が生じたとき。
- 二 発電用原子炉の運転中において、発電用原子炉施設の故障により、発電用原子炉の運転が停止したとき若しくは発電用原子炉の運転を停止することが必要となったとき又は㉒五パーセントを超える発電用原子炉の㉓出力低下が生じたとき若しくは発電用原子炉の㉓出力低下が必要となったとき。ただし、次のいずれかに該当するときであって、当該故障の状況について、発電用原子炉設置者の㉔公表があったときを除く。
 - イ 施設定期検査の期間であるとき（当該故障に係る設備が発電用原子炉の運転停止中において、機能及び作動の状況を確認することができないものに限る。）。
 - ロ 運転上の制限を㉕超過せず、かつ、当該故障に関して変化が認められないときであって、発電用原子炉設置者が当該故障に係る設備の点検を行うとき。
 - ハ 運転上の制限に従い㉓出力低下が必要となったとき。
- 三 発電用原子炉設置者が、安全上重要な機器等又は㉖重大事故等対処設備に属する機器等の点検を行った場合において、当該安全上重要な機器等が技術基準規則第十七条若しくは第十八条に定める基準に適合していないと認められたとき、当該㉖重大事故等対処設備に属する機器等が技術基準規則第五十五条若しくは第五十六条に定める基準に適合していないと認められたとき又は発電用原子炉施設の安全を確保するために必要な機能を有していないと認められたとき。
- 四 火災により安全上重要な機器等又は㉖重大事故等対処設備に属する機器等の故障があったとき。ただし、当該故障が消火又は延焼の防止の措置によるときを除く。
- 五 前三号のほか、発電用原子炉施設の故障（発電用原子炉の運転に及ぼす支障が軽微なものを除く。）により、運転上の制限を㉕超過したとき、又は運転上の制限を㉕超過した場合であって、当該㉕超過に係る保安規定で定める措置が講じられなかったとき。
- 六 発電用原子炉施設の故障その他の㉗不測の事態が生じたことにより、気体状の㉘物質の排気施設による排出の状況に異状が認められたとき又は液体状の㉘物質の排水施設による排出の状況に異状が認められたとき。
- 七 気体状の㉘物質を排気施設によって排出した場合において、㉙周辺監視区域の外の空気中の放射性物質の濃度が第九十条第四号の㉚濃度基準を超えたとき。

- 八 液体状の⑧物質を排水施設によって排出した場合において、⑨周辺監視区域の外側の境界における水中の放射性物質の濃度が第九十条第七号の⑩濃度基準を超えたとき。
- 九 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）が⑪建屋外で漏えいしたとき。
- 十 発電用原子炉施設の故障その他の⑦不測の事態が生じたことにより、核燃料物質等が⑪建屋内で漏えいしたとき。ただし、次のいずれかに該当するとき（漏えいに係る場所について人の⑫立入制限、鍵の管理等の措置を新たに講じたとき又は漏えいした物が⑪建屋外に広がったときを除く。）を除く。
- イ 漏えいした液体状の核燃料物質等が当該漏えいに係る設備の周辺部に設置された漏えいの拡大を防止するための堰の外に拡大しなかったとき。
- ロ 気体状の核燃料物質等が漏えいした場合において、漏えいした場所に係る⑬監視設備の機能が適正に維持されているとき。
- ハ 漏えいした核燃料物質等の放射エネルギーが微量のときその他漏えいの程度が軽微なとき。
- 十一 発電用原子炉施設の故障その他の⑦不測の事態が生じたことにより、⑪建屋に立ち入る者について被ばくがあったときであって、当該被ばくに係る⑭実効線量が⑮放射線業務従事者にあつては五ミリシーベルト、⑯放射線業務従事者以外の者にあつては〇・五ミリシーベルトを超え、又は超えるおそれのあるとき。
- 十二 ⑯放射線業務従事者について第七十九条第一項第一号の⑩線量限度を超え、又は超えるおそれのある被ばくがあったとき。
- 十三 挿入若しくは引抜き操作を現に行っていない制御棒が当初の⑰設定位置（保安規定に基づいて発電用原子炉設置者が定めた制御棒の操作に係る文書において、制御棒を管理するために一定の間隔に基づいて設定し、表示することとされている制御棒の位置をいう。以下同じ。）から他の⑰設定位置に移動し、若しくは当該他の⑰設定位置を通過して動作したとき又は全挿入位置（⑰設定位置のうち制御棒が最大限に挿入されることとなる⑰設定位置をいう。以下同じ。）にある制御棒であつて挿入若しくは引抜き操作を現に行っていないものが全挿入位置を超えて更に挿入される方向に動作したとき。ただし、⑱燃料体が炉心に装荷されていないときを除く。
- 十四 前各号のほか、発電用原子炉施設に関し⑲人の障害（放射線障害以外の障害であつて⑳通院治療を必要としないものを除く。）が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

第5問 次の文章は、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則における条文の一部である。文章中の□に入る適切な語句を選択肢から1つ選び、対応する番号とともに記せ。2つ以上選んだ場合には、全ての解答を無効とする。なお、同じ番号の□には、同じ語句が入る。

〔解答例〕 ㉑－（ル）

（重大事故等対処設備）

第四十三条 重大事故等対処設備は、次に掲げるものでなければならない。

- 一 想定される重大事故等が発生した場合における温度、①、荷重その他の②において、重大事故等に対処するために必要な③を有効に発揮するものであること。
- 二 想定される重大事故等が発生した場合において確実に④できるものであること。
- 三 健全性及び能力を確認するため、発電用原子炉の運転中又は停止中に⑤又は⑥ができるものであること。
- 四 本来の用途以外の用途として重大事故等に対処するために使用する設備にあつては、通常時に使用する系統から速やかに切り替えられる③を備えるものであること。
- 五 工場等内の他の設備に対して⑦を及ぼさないものであること。
- 六 想定される重大事故等が発生した場合において重大事故等対処設備の④及び⑧作業を行うことができるよう、⑨が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への⑩の設置その他の適切な措置を講じたものであること。

2 （略）

3 可搬型重大事故等対処設備に関しては、第一項に定めるもののほか、次に掲げるものでなければならない。

- 一 想定される重大事故等の収束に必要な⑪に加え、十分に余裕のある⑪を有するものであること。
- 二 ⑫（発電用原子炉施設と接続されている設備又は短時間に発電用原子炉施設と接続することができる常設の設備をいう。以下同じ。）と接続するものにあつては、当該⑫と容易かつ確実に接続することができ、かつ、二以上の系統又は発電用原子炉施設が相互に使用することができるよう、⑬の規格の統一その他の適切な措置を講じたものであること。
- 三 ⑫と接続するものにあつては、⑭によって接続することができなくなることを防止するため、可搬型重大事故等対処設備（原子炉建屋の外から水又は電力を供給するものに限る。）の⑮をそれぞれ互いに異なる複数の場所に設けるものであること。

- 四 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を設置場所に据え付け、及び⑫と接続することができるよう、⑨が高くなるおそれが少ない設置場所の選定、設置場所への⑩の設置その他の適切な措置を講じたものであること。
- 五 地震、津波その他の自然現象又は故意による大型航空機の衝突その他のテロリズムによる影響、設計基準事故対処設備及び重大事故等対処設備の配置その他の条件を考慮した上で常設重大事故等対処設備と異なる⑬に保管すること。
- 六 想定される重大事故等が発生した場合において可搬型重大事故等対処設備を運搬し、又は他の設備の⑭を把握するため、工場等内の道路及び通路が確保できるよう、適切な措置を講じたものであること。
- 七 重大事故防止設備のうち可搬型のものは、⑮によって、設計基準事故対処設備の⑯、使用済燃料貯蔵槽の⑰若しくは⑱又は常設重大事故防止設備の重大事故に至るおそれがある事故に対処するために必要な⑲と同時にその⑲が損なわれるおそれがないよう、適切な措置を講じたものであること。

【選択肢】

- | | | | |
|----------|----------|----------|----------|
| (ア) 放射線量 | (イ) 圧力 | (ウ) 事象 | (エ) 条件 |
| (オ) 停止 | (カ) 被害状況 | (キ) 点検 | (ク) 常設設備 |
| (ケ) 放射線 | (コ) 管理 | (サ) 容量 | (シ) 災害 |
| (ス) 共通要因 | (セ) 移動 | (ソ) 操作 | (タ) 悪影響 |
| (チ) 保管場所 | (ツ) 復旧 | (テ) 接続部 | (ト) 接続口 |
| (ナ) 測定器 | (ニ) 人員 | (ヌ) 特定設備 | (ネ) 機器 |
| (ノ) 遮蔽物 | (ハ) 検査 | (ヒ) 試験 | (フ) 安全機能 |
| (ヘ) 劣化 | (ホ) 設備 | (マ) 気温 | (ミ) 環境中 |
| (ム) 構造 | (メ) 注水機能 | (モ) 機能 | (ヤ) 冷却機能 |
| (ユ) 損傷 | (ヨ) 使用条件 | (ラ) 溢水 | (リ) 枯渇 |

第6問 次の文章は、実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則及び工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示における条文の一部である。

文章中の□に入る適切な語句を選択肢から1つ選び、対応する番号とともに記せ。2つ以上選んだ場合には、全ての解答を無効とする。なお、同じ番号の□には、同じ語句が入る。

〔解答例〕 ㉑－（ル）

<実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則>

（工場又は事業所において行われる運搬）

第八十八条 法第四十三条の三の二十二第一項の規定により、発電用原子炉設置者は、発電用原子炉施設を設置した工場又は事業所において行われる核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物（以下この条において「核燃料物質等」という。）の運搬に関し、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 核燃料物質の運搬は、いかなる場合においても、核燃料物質が□①おそれがないように行うこと。
- 二 核燃料物質等を運搬する場合は、これを容器に封入すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
 - イ 核燃料物質によって汚染された物（その放射能濃度が原子力規制委員会の定める限度を超えないものに限る。）であって、放射性物質の飛散又は□②の防止その他原子力規制委員会の定める障害防止のための措置を講じたものを運搬する場合
 - ロ 核燃料物質によって汚染された物であって、大型機械等容器に封入して運搬することが著しく困難なものを原子力規制委員会の承認を受けた障害防止のための措置を講じて運搬する場合
- 三 前号の容器は、次に掲げる基準に適合するものであること。
 - イ 当該容器に外接する直方体の各辺が□③以上となるものであること。
 - ロ 容易かつ安全に取扱うことができ、かつ、運搬中に予想される温度及び内圧の変化、□④等により、□⑤、破損等が生じるおそれがないものであること。
- 四 核燃料物質等を封入した容器（第二号ただし書の規定により同号イ又はロに規定する核燃料物質によって汚染された物を容器に封入しないで運搬する場合にあつては、当該核燃料物質によって汚染された物。以下この条において「運搬物」という。）及びこれを積載し、又は収納した車両その他の核燃料物質等を運搬する機械又は器具（以下この条において「運搬機器」という。）の表面及び表面から□⑥の距離における線量当量率がそれぞれ原子力規制委員会の定める線量当量率を超えないようにし、かつ、運搬物の表面の放射性物質の密度が第七十八条第一号ハの表面密度限度の□⑦を超えないようにすること。

- 五 運搬物の運搬機器への積付けは、運搬中において移動し、し、又はするおそれがないように行うこと。
- 六 核燃料物質等は、同一の運搬機器に原子力規制委員会の定めると混載しないこと。
- 七 運搬経路においては、を設けること等の方法により、運搬に従事する者以外の者及び運搬に使用する車両以外の車両のを制限し、かつ、必要な箇所にを配置すること。
- 八 車両に積載して運搬する場合は、するとともに、運搬行程が長い場合にあっては、保安のため他の車両を伴走させること。
- 九 核燃料物質等のに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のため必要なを行わせること。
- 十 運搬物（コンテナ（運搬途中において運搬する物自体の積替えを要せずに運搬するために作られた運搬機器であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置又は車両に固定するための装置を有するものをいう。）に収納された運搬物にあっては、当該コンテナ）及びこれを運搬する車両の適当な箇所に原子力規制委員会の定めるを取り付けること。

2 ～ 4 （略）

<工場又は事業所における核燃料物質等の運搬に関する措置に係る技術的細目等を定める告示>
(容器に封入することを要しない核燃料物質によって汚染された物の放射能濃度の限度等)

第二条 （略）

- 2 実用炉規則第八十八条第一項第二号イ及び貯蔵規則第三十四条第一項第二号イの原子力規制委員会の定める障害防止のための措置は、次に掲げるものとする。
- 一 その他の固型化材料によって固型化すること等により、放射性物質の飛散又はを防止すること。
- 二 等が容易に浸透しないようにすること。
- 三 外接する直方体の各辺が以上となるようにすること。

(運搬物及び運搬機器に係る線量当量率)

第四条 実用炉規則第八十八条第一項第四号、実用炉技術基準規則第二十六条第一項第六号及び第三十九条第一項第六号並びに貯蔵規則第三十四条第一項第四号の原子力規制委員会の定める線量当量率は、次のとおりとする。

- 一 運搬する物の表面における線量当量率については、
- 二 運搬する物の表面からの距離における線量当量率については、
- 三 車両の表面（開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面及び車体の下面）における

線量当量率については、

四 車両の表面（開放型の車両にあっては、その外輪郭に接する垂直面）からの距離における線量当量率については、

五 コンテナの表面における線量当量率については、

六 コンテナの表面からの距離における線量当量率については、

【選択肢】

- | | | |
|------------------|-------------------|--------------|
| (ア) ニミリシーベルト毎時 | (イ) 五ミリシーベルト毎時 | (ウ) 一センチメートル |
| (エ) 十センチメートル | (オ) 一メートル | |
| (カ) 五マイクロシーベルト毎時 | (キ) 五十マイクロシーベルト毎時 | |
| (ク) 百マイクロシーベルト毎時 | (ケ) 十分の一 | |
| (コ) 百分の一 | (サ) アスファルト | (シ) コンクリート |
| (ス) 漏えい | (セ) 拡散 | (ソ) 衝撃 |
| (タ) 衝突 | (チ) 変形 | (ツ) 亀裂 |
| (テ) 転落 | (ト) 振動 | (ナ) 転倒 |
| (ニ) 危険物 | (ヌ) 廃棄物 | (ネ) 見張人 |
| (ノ) 警備人 | (ハ) 駐車 | (ヒ) 立入り |
| (フ) 収納 | (ヘ) 標識 | (ホ) 看板 |
| (マ) 徐行 | (ミ) 連結 | (ム) 運搬 |
| (メ) 取扱い | (モ) 措置 | (ヤ) 監督 |
| (ユ) 雨水 | (ヨ) 汚染水 | (ラ) 損傷する |
| (リ) 臨界に達する | | |